

令和元年度第1回
宝達志水町認知症初期集中支援評価委員会

日 時：令和元年8月19日（月）
午後1時45分～2時
場 所：宝達志水町民センター
「アステラス」小会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ 健康福祉課長
- 3 委嘱状・辞令の交付
- 4 委員長の選出
- 5 委員長あいさつ
- 6 議 題
 - (1) 認知症初期集中支援推進事業について
 - (2) 支援チームの活動状況について
 - (3) その他
- 7 閉 会

宝達志水町認知症初期集中支援評価委員名簿

任期: 令和元年8月19日～令和3年3月31日

	氏 名	職 名
1	松 沼 恭 一	松沼医院 院長
2	西 澤 誠	町立宝達志水病院 院長
3	津 田 京 子	能登中部保健福祉センター 専門員
4	田 中 外志治	特別養護老人ホームちどり園 施設長
5	北 村 貴 代	多機能ホームJAたんぽぽ 施設長
6	細 川 松 夫	宝達志水町民生委員・児童委員 副会長
7	松 田 文 江	宝達志水町健康づくり推進員 会長
8	山 口 由 紀	宝達志水町ケアマネジャー協会 代表
9	曾 根 志 穂	石川県立看護大学 地域看護学 代表
10	川 口 恵津子	在宅介護者 代表
11	濱 中 豊	町立宝達志水病院 事務局長

【事務局】

	氏 名	所 属 職 名
1	一 家 剛	健康福祉課長
2	大 下 佳 子	健康福祉課課長補佐(地域包括支援センター所長)
3	中 川 郷 子	健康福祉課保健師 (地域包括支援センター)
4	川 端 脩 平	健康福祉課社会福祉士(地域包括支援センター)

1 認知症初期集中支援推進事業について

(1) 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを支援するために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的とする。

(2) 認知症初期集中支援チームとは

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門医が家族の訴え等により認知症が疑われる人や、認知症の人およびその家族を訪問して観察・評価し、本人や家族への初期支援を、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

「初期」とは、①認知症発症後の早期段階、②認知症の人への関わりの初期（ファーストタッチ）、つまり認知症の初期に限らず、中期であっても医療や介護との接触がなかった人も含まれる。

「集中的」とは、概ね6か月を目安に医療や介護サービスへつなげ、安定的な支援に移行するまでの間とする。

(3) 支援対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する者。また本人および家族が本事業について説明を受け、支援を受ける事を了諾した者。

ア 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない者
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない者
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している者

イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(4) 認知症初期集中支援チームの体制と運営

ア 実施主体（事務局）

宝達志水町 * 地域包括支援センター職員で実施し、委託はなし

イ 町支援チームの構成

1チーム（3名）

内訳）認知症サポート医、チーム員（医療系職員、介護系職員）

ウ チーム員の役割

認知症サポート医・チーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から助言等行う。必要に応じてチーム員と訪問し相談に応需する。
チーム員・初期集中支援を行うための訪問・チーム員会議・集中支援・モニタリングを行う。

2 支援チームの活動状況について (中間報告)

(1) 認知症初期集中支援チームの活動内容

ア 普及啓発

- (ア) 認知症に関する普及啓発活動の取り組みとして、普及啓発用のパンフレットを購入し、窓口や各事業所に配布し相談時に活用している。*別添パンフ
- (イ) H30年12月より、毎月町認知症支援推進員連絡会を開催し、町独自の認知症ケアパスを作成している。認知症の発症予防から在宅・施設ケアまで、状態に応じた生活上のポイントや相談窓口などをまとめ、掲載する予定。
- (ウ) 新規に“認知症フォーラム”の開催を検討中。認知症に関する理解を深める講演会、サポーターによる寸劇など。また認知症ケアパスの普及も検討中。

イ 認知症初期集中支援の実施

(ア) 訪問支援対象者の把握

本人や家族からの相談、居宅介護支援専門員やかかりつけ医からの相談等より、包括内で協議し対象者を把握している。

<把握経路>

対象者	家族から	近所の人から	認知症推進員から
合計 5人	3人 (60%)	1人 (20%)	1人 (20%)

(イ) 初回訪問の実施 (情報収集・アセスメント)

本人・家族の状況、病歴・経過、本人・家族の思いや希望、利用しているサービスや認定状況などを確認。初期集中支援事業について説明し了諾を得る。
アセスメントツールとして「DASC21」を使用。他、身体状況等チェックしている。共通の様式として利用者基本情報を作成し、情報共有の仕組みをとっている。

(ウ) 初回チーム員会議の開催 (目標設定、支援計画の検討)

目標を設定し、支援計画、役割分担等を検討している。

(エ) 初期集中支援の実施 (支援計画に基づく支援の実施)

医療機関への受療支援、家族介護者への支援、独居の方への生活支援、介護保険サービスの利用支援、成年後見制度の利用に関する支援など、関係者との連絡調整を行い、支援計画に基づく支援を実施している。

(オ) サービス提供機関への引き継ぎ

ケアマネへ引き継ぎ、医療、介護サービスなど関係機関につないでいる。

(カ) 引き継ぎ後のモニタリング

医療、介護サービスを継続できているかモニタリングが必要

ケアマネからの聞き取りまたは本人宅への訪問を行い、定期的を実施する。

(キ) チーム員会議の開催

支援の継続または終結を検討する。

* 終結の基準

- ・ 医療サービスおよび介護サービスの導入が達成できた場合
- ・ 認知症の行動・心理症状が軽快し、対応上の困難性が軽減した場合

ウ 認知症初期集中支援評価委員会の設置

支援チームの活動状況について検討する。

(ア) 検討内容（事業の実施や評価に関する事項）

- ・ 訪問対象者の把握方法について
- ・ 認知症初期集中支援チームの職種や人数・チーム数などチーム編成について
- ・ 年間の事業スケジュールについて
- ・ チーム員会議の開催方法や頻度について
- ・ 訪問結果のデータの集積分析方法について
- ・ 事業の評価方法について

宝達志水町認知症初期集中支援推進事業実施要綱

制定 平成30年4月1日

告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号の規定に基づく認知症総合支援事業における認知症初期集中支援推進事業（以下「事業」という。）の実施について、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日厚生労働省老発第0609901号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）その他事業に関する法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宝達志水町（以下「町」という。）とする。ただし、事業（第4条に規定する委員会に関するものを除く。）の全部または一部を町が適当と認める者に委託して実施することができる。

(認知症初期集中支援チーム)

第3条 町は、実施要綱に定める認知症初期集中支援チームとして、宝達志水町認知症初期集中支援チーム（以下「町支援チーム」という。）を置く。

2 町支援チームは、地域の実情に応じて配置するものとし、その配置箇所および数は、別に定める。

3 町支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は、次条に規定する委員会に出席しなければならない。

(認知症初期集中支援評価委員会)

第4条 町は、町支援チームの円滑かつ適正な運営を図るため、宝達志水町認知症初期集中支援評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 町支援チームの設置および活動状況に関すること。

(2) 認知症初期集中支援の体制の整備に関すること。

(3) 事業の実施に関して必要な審議を行うこと。

3 委員会は、宝達志水町在宅医療・介護連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）の委員をもって構成するものとし、町長が委嘱し、又は任命する。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

5 委員の任期は、推進協議会の委員の任期による。

6 委員会に関する庶務は、健康福祉課において処理する。

(個人情報 の保護)

第5条 チーム員は、事業を実施するにあたっては、宝達志水町情報公開条例（平成17年宝達志水町条例第6号）、宝達志水町個人情報保護条例（平成17年宝達志水町条例第7号）およびこれに基づく規則等の規定に基づき、支援対象者および支援対象者の世帯の個人情報やおよびプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。チーム員

としての活動を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。